

三井住友トラスト VISA カード法人（団体）会員規約<個人システム型>（2023 年 4 月改定）

改定前	改定後（下線部が改訂箇所）
<p>第 8 条（カードの利用枠）</p> <p>8. 海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第 6 項のキャッシング利用枠のうち、50 万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。</p>	<p>第 8 条（カードの利用枠）</p> <p>8. 海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第 6 項のキャッシング利用枠のうち、<u>30 万円</u>を超えない範囲で当社が定めるものとします。</p>
<p>第 1 8 条（カード利用の断りおよび一時停止等）</p>	<p>第 1 8 条（カード利用の断りおよび一時停止等）</p> <p>【下記「8.」を追加】</p> <p>8. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知のうえ、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p>
<p>第 21 条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第 19 条第 1 項の規定（ただし、第 19 条第 1 項第 8 号または第 9 号の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格が取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、本使用者はただちに当該債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第 21 条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第 1 9 条第 1 項の規定（ただし、第 1 9 条第 1 項第 8 号または第 9 号<u>または第 19 条第 2 項第 2 号</u>の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格が取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、本使用者はただちに当該債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第 36 条（リボルビング払い）</p> <p>2. 本使用者は、リボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5 千円または 1 万円以上 1 万円単位。ゴールドカードの場合は 1 万円以上 1 万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第 4 項に定める手数料を加算して、</p>	<p>第 36 条（リボルビング払い）</p> <p>2. 本使用者は、リボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、<u>5 千円以上の当社が指定する金額</u>（ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第 4 項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、ポー</p>

改定前					改定後（下線部が改訂箇所）				
翌月の支払期日に支払うものとしします。また、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとしします。					ナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとしします。				
第40条（支払停止の抗弁） 1.使用者は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。 ①商品等の引渡し、提供がなされないこと ②商品等に瑕疵（欠陥）があること ③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること					第40条（支払停止の抗弁） 1. 使用者は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。 ①商品等の引渡し、提供がなされないこと ②商品等に <u>破損、汚損、故障、欠陥その他の種類または品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合</u> があること ③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること				
<キャッシングリボご利用時のご注意>					<キャッシングリボご利用時のご注意>				
項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済金 額	変更後 毎月返済金 額	項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済金 額	変更後 毎月返済金 額
①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2018年4月2日以降（各社が同機能の適用を開始した日による）にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2018年4月2日以降（各社が同機能の適用を開始した日	10万円超	1万円未満	1万円	①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2019年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2019年4月2日以降に会員の申し出により右の条件を希望された方 ・2019年4月2日以降に会	10万円超	1万円未満	1万円
		20万円超	1万5千円未満	1万5千円			20万円超	1万5千円未満	1万5千円

改定前				改定後（下線部が改訂箇所）			
<p>よる）に会員の申し出により右の条件を希望された方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年4月2日以降（各社が同機能の適用を開始した日による）に会員の申し出によりカードを切替された方 <p>ただし、カード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、クラシックプラス等）変更のみの切替は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切替前カードに②の条件が設定されており、2018年4月2日以降（各社が同機能の適用を開始した日による）に会員申し出によりカード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、クラシックプラス等）変更のみのカード切替をされた方 	50万円超	2万円未満	2万円	<p>員の申し出によりカードを切替された方</p> <p>ただし、カード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、クラシックプラス等）変更のみの切替は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日以降に会員申し出によりカード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックプラス等）変更のみのカード切替をされた方 	50万円超	2万円未満	2万円
	70万円超	2万5千円未満	2万5千円		70万円超	2万5千円未満	2万5千円
	90万円超	3万円未満	3万円		90万円超	3万円未満	3万円
	200万円超	4万円未満	4万円		200万円超	4万円未満	4万円
<p>①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2007年12月16日から2018年4月1日（各社が同機能の適用を開始した日による）までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2017年2月13日以降2018年4月1日（各社が同機能の適用を開始した日による）までに会員の申し出によりカー 	20万円超	2万円未満	2万円	<p>①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2007年12月16日から2019年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2017年2月13日以降2019年4月1日までに会員の申し出によりカードを切替いただいた方 <p>ただし、カード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、クラシックプラス等）変更のみの切替は除きます。</p>	20万円超	2万円未満	2万円
	70万円超	3万円未満	3万円		70万円超	3万円未満	3万円
					200万円超	4万円未満	4万円

改定前					改定後（下線部が改訂箇所）				
③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円	③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円
		100万円超	3万円未満	3万円			100万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円			200万円超	4万円未満	4万円
(2022年4月改定)					(2023年4月改定)				

マイ・ペイすリボ会員特約（法人（団体）用）

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第2条（カード利用代金の支払区分）</p> <p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第31条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。</p> <p>（1）定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に3%を乗じた額（1円未満切捨て。ただし、3千円に満たない場合は最低支払い元金を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします）に、本条第4項に定める手数料を加算した額</p> <p>（2）元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額（5千円または1万円、プラチナカードおよびゴールドカードの場合は1万円。ただし、当社が適当と認めた場合は2万円以上1万円単位で指定した金額。また、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）ま</p>	<p>第2条（カード利用代金の支払区分）</p> <p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第31条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。<u>なお、カード入会後のマイ・ペイすリボ申し込み時においては下記のいずれかの支払いコースを選択できるものとし、カード入会・切替・その他の場合は元金定額コースを指定したものとみなします。</u></p> <p>（1）定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に3%を乗じた額（1円未満切捨て。ただし、3千円に満たない場合は最低支払い元金を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします）に、本条第4項に定める手数料を加算した額</p> <p>（2）元金定額コースを指定した場合は、<u>5千円以上の当社が指定する金額</u>（ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当社</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
たは当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額	が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額
第5条（マイ・ペイすリボの設定） マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取り消した場合、または、会員の申し出によりリボルビング払い利用枠を取り消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取り消すものとします。	第5条（マイ・ペイすリボの設定） マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取り消した場合、または、会員の申し出によりリボルビング払い利用枠を取り消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取り消す <u>場合があります。</u>
(2018年10月改定)	(<u>2023年4月</u> 改定)

個人情報の取り扱いに関する同意条項

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
第1条（個人情報の収集・保有・利用等） 1. 利用者または利用者の予定者（以下総称して「利用者等」という）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本使用者へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本使用者にご案内します）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って利用者の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用することを含むものとします。 ①申し込み時または入会後に利用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは利用者等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生	第1条（個人情報の収集・保有・利用等） 1. 利用者または利用者の予定者（以下総称して「利用者等」という）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集（ <u>映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む</u> ）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本使用者へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本使用者にご案内します）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って利用者の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用することを含むものとします。

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、運転経歴証明書番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債および収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報ならびにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>②使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）</p> <p>③使用者のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報</p> <p>④来店、お電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）</p> <p>⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況</p> <p>⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項</p> <p>⑦官報や電話帳等の公開情報</p> <p>2. 使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。</p> <p>①当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>②当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発</p> <p>③当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動</p> <p>④当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通</p>	<p>①申し込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは使用者等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、運転経歴証明書番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債および収入、<u>在留資格に関する情報等の情報</u>（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報および<u>当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）</u>ならびにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>②使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、IDその他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（<u>クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という</u>）</p> <p>③使用者のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報</p> <p>④来店、お電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）</p> <p>⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況</p> <p>⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項</p> <p>⑦官報や電話帳等の公開情報</p> <p>⑧<u>会員等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>信手段を用いた送信</p> <p>⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービス提供のための統計レポートの作成（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）</p> <p>※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</p> <p>3. 使用者は、カードの利用確認またはカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）等のため、当社が本条第1項の①から⑦の個人情報を法人会員に提供することに同意します。</p>	<p><u>⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）</u></p> <p>2. 使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p> <p>①当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>②当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発</p> <p>③当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動</p> <p>④当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信</p> <p>⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援する<u>データ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）</u></p> <p>※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</p> <p>3. 使用者は、カードの利用確認またはカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）等のため、当社が本条第1項の①から⑨の個人情報を法人会員に提供することに同意します。</p> <p>4. <u>使用者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に使用者等の個人情報を提供することに同意します。</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>個人情報の共同利用について 当社は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。</p>	<p>個人情報の共同利用について 当社は、<u>個人情報の保護に関する法律</u>に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。</p>
<p>（2022年4月改定）</p>	<p>（<u>2023</u>年4月改定）</p>